

## 1 基本的な考え方

道路交通法施行規則に規定する写真の要件を満たすものであることを前提として、**容姿等については、個人識別が容易にできるものを基本とします。**

具体的には、個々の場合に依りて判断することとなりますが、写真を添付した申請者がその再撮影等を求められた場合のその負担を考慮し、申請者が添付した写真について、道路交通法施行規則の要件に合致し、かつ、個人識別が容易にできるものでなければなりません。

おおよその目安としては、次に掲げる具体例をご確認ください。

### 参考1：道路交通法施行規則第17条第2項第9号に規定される申請用写真の条件

#### 【国外運転免許証以外の運転免許証更新申請等で使用するもの】

申請前6月以内に撮影した無帽(免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

### 参考2：道路交通法施行規則第37条の9第2項第2号に規定される申請用写真の条件

#### 【国外運転免許証申請で使用するもの】

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの顔写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

## 2 具体例

### (1) 「無帽」(頭髪に係るものを含む。)について

- ヘアバンドの使用は、個人識別に支障がないものであれば、**許容できます。**
- スカーフ等の使用は、病気等で髪の毛が抜けているなど、やむを得ない事情により使用している場合は、**許容できます。**
- かつらを使用している方や髷(まげ)を結っている方など、それが日常生活の姿である場合は、**許容できます。**
- 「宗教上又は医療上の理由」により、布で頭部を覆ったり、帽子などを使用する場合、顔の輪郭を識別できる範囲内のものであれば、**許容できます。**ただし、顔の輪郭の一部が隠れたりするものは、**許容できません。**

### (2) 「正面」について

- ほぼ正面に近い状態であって、個人識別が容易にできるものは、**許容できます。**

### (3) 「上三分身」について(国外運転免許証以外の場合に限る。)

- 顔のみが写っているものや、逆に上半身が写っているものは、**許容できません。**

### (4) 「無背景」について

- 無背景でも、背景の色が極端な原色(赤、黒等)のものなど、背景の色がきつく、個人識別が容易でないものについては、**許容できません。**

### (5) 顔の表情等

- 極端に目を大きく開けていたり、目を閉じていたりして個人識別が容易でないものは、**許容できません。**ただし、ほほえんでいるものであっても個人識別が容易にできる場合は、**許容できます。**
- 整形手術等により、現在の容姿と著しく相違するものは、**許容できません。**
- ピアス、イヤリング等の装飾品は、顔の輪郭の一部を隠すような形態のものの場合、**許容できません。**

### (6) 眼鏡等の使用について

- 眼鏡(視力の矯正を目的としないものを含む。)を使用している方は、「眼鏡条件がない場合」でも、日常生活で使用している姿である場合は、**許容できます。**
- サングラスを使用している方は、病気や負傷等により使用している場合には、色、形状等によって個人識別が著しく困難なときを除き、**許容できます。**  
なお、病気や負傷等でない方についても、個人の識別に何ら影響を与えない場合には、**許容できます。**